

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>子ども発達支援課の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) <u>教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、副主幹（特別支援学校の高等部の設置準備を担当する者に限る。）</u>、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに<u>スポーツ健康教育課の副主幹（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</u></p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>(15) 略</p>	<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>子ども発達支援室の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) <u>教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、<u>体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びにスポーツ振興課の生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事</u></u></p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>(15) <u>妻木晩田遺跡事務所の調査整備係長及び文化財主事</u></p> <p>(16) 略</p>

(16) 略

(17) むきばんだ史跡公園の調査整備係長及び文化財主事

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(5) 略

(6) 子ども発達支援課の副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。)

(7)～(11) 略

(12) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、副主幹(特別支援学校の高等部の設置準備を担当する者に限る。)、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹(体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。)及び指導主事

(13)～(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) むきばんだ史跡公園の調査整備係長及び文化財主事

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)～(6) 略

(7) 衛生環境研究所の所長、次長、室長、チーム長、研究主任、特別研究員及び研究員

(8)～(10) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(17) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(5) 略

(6) 子ども発達支援室の副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。)

(7)～(11) 略

(12) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びにスポーツ振興課の生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及び指導主事

(13)～(16) 略

(17) 妻木晩田遺跡事務所の調査整備係長及び文化財主事

(18) 略

(19) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)～(6) 略

(7) 衛生環境研究所の所長、次長、室長、研究主任、特別研究員及び研究員

(8)～(10) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 総合療育センターの院長、副院長、<u>室長</u>、部長、医長、副医師及び医師</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、<u>感染症・疾病対策室長(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、医薬係長、感染症・疾病対策係長(人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主任、栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 鳥取療育園の企画外来係長、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士</p> <p>(6) <u>中部療育園の理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(海事職給料表)</p> <p>第5条 海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。</p> <p>(1) 船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、<u>漁業取締専門員</u>、航海士、機関士及び通信士</p> <p>(2) 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 総合療育センターの院長、副院長、部長、医長、副医師及び医師</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長(人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、医薬係長、感染症・疾病対策係長(人事委員会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主任、栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 鳥取療育園又は中部療育園の理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>(海事職給料表)</p> <p>第5条 海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。</p> <p>(1) 船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士</p> <p>(2) 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。